



平成 25 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 尾 吉 計
 (コード番号 3950、東証 1，大証 1)
 問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長
 木 森 啓 至
 (TEL. 06-6972-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 61 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の選任) 第 30 条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の選任) 第 30 条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 3 月 28 日
定款変更の効力発生日 平成 25 年 3 月 28 日

以上